

余裕期間制度（フレックス方式）に関するQ&A

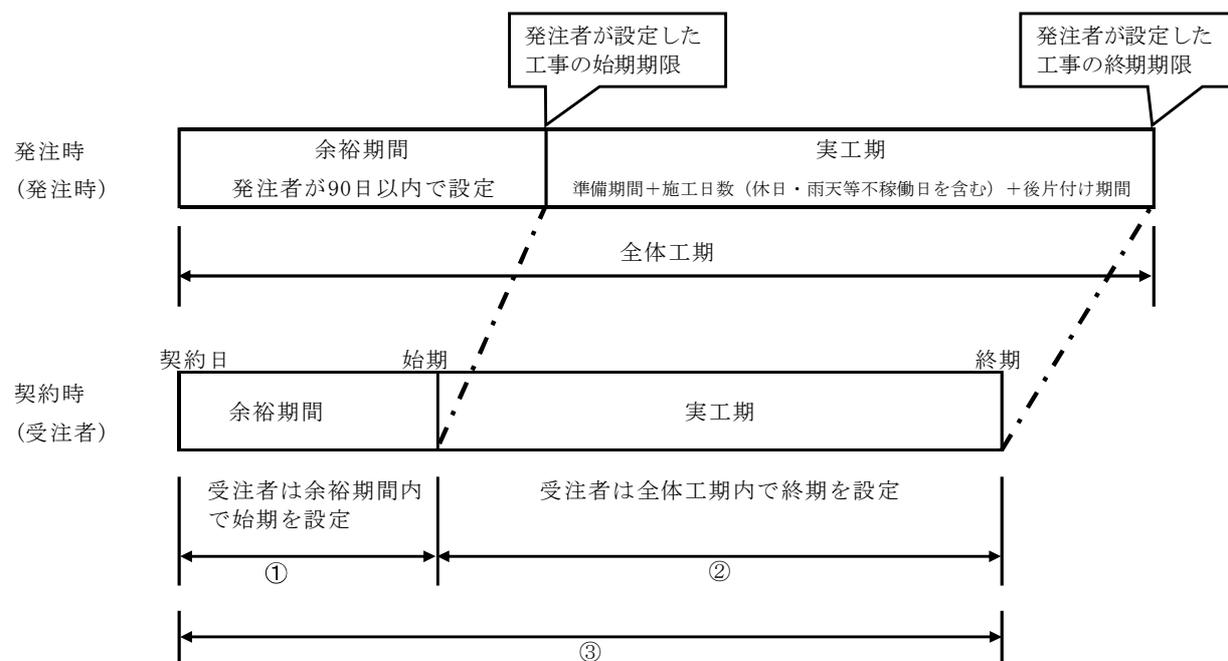
Q 余裕期間制度対象工事は通常工事と何が異なるのですか？

A 余裕期間制度（フレックス方式）は通常工事との主な違い

	余裕期間制度（フレックス方式）	通常工事
発注時の工期設定	余裕期間＋準備期間＋施工に必要な実日数＋不稼働日＋後片付け期間	準備期間＋施工に必要な実日数＋不稼働日＋後片付け期間
余裕期間	発注者が90日を超えない範囲で設定した期間	なし
技術者の配置	余裕期間内の技術者の配置不要	工期間は配置が必要
工事の始期	発注者が設定した工事の終期まで受注者が工事の始期を選択できる	契約締結の日から7日
工事の終期	受注者が選択	入札公告の年月日の通り
工事の始終期通知書	落札決定後7日以内に提出	なし
工事の工程表	工事始期後提出	契約締結後7日以内
退職印制度届出書	工事始期後速やかに	契約締結後1ヶ月以内
施工計画書	工事始期後14日以内	契約締結後1ヶ月以内
コリンズ登録	工事始期後10日以内	契約締結後10日以内
前払金請求	工事始期後	前払金請求時
前払金保証	契約締結後	契約締結後

余裕期間制度（フレックス方式）のイメージ

受注者は、発注者が設定した工事始期及び終期の期限内で、工事の始期及び終期を設定できます。



①：余裕期間内は現場代理人・主任（監理）技術者の配置を要しない。

②：契約書に記載する実工期、コリンズ登録する実工期及び技術者情報入力の従事期間

③：保証契約の期間、コリンズ登録する契約工期

Q 入札する工事が余裕期間制度対象かどうかは、どうすればわかりますか？

A 余裕期間制度対象工事かどうかは、一般競争入札の工事であれば入札公告に対象工事であることが記載されています。また、工事名に（余フ）の語句が明記されております。特記仕様書にも対象工事と記載があります。

Q 受注者が工事の始末期通知書を提出する際に、工事の始期及び終期はどのように設定するのですか？

A 工事の始期は、発注者が設定した期限を超えない範囲で設定してください。余裕期間が0日であっても構いません。

工事の終期は、発注者が設定した期限を超えない範囲で設定してください。実工期は施工可能な余裕を持った工期設定をしてください。

Q 契約書等に記載する工期はどの工期になりますか。

A 契約書に記載する工期は「全体工期」「実工期」となります。

Q 契約保証期間についてはいつから対象ですか？

A 契約締結日から工事の終期になります。

Q コリンズの契約工期、実工期、技術者登録について通常工事との違いはどのようなものですか？

A 余裕期間制度対象工事のコリンズ登録は、次の通りで行ってください。

- ・契約工期は全体工期で入力、余裕期間の有無は有でチェックしてください。
- ・実工期は受注者が設定した始期、終期を入力。
- ・技術者情報入力の従事期間は実工期の始期、終期を入力。

Q 余裕期間内で行える行為はどのようなものですか？

A 余裕期間は現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を必要としないため、現場着手はできません。次のような準備等を行うことができます。

- ・資材購入（工場製作など元請として技術的管理を必要なものは除く）
- ・下請けなどを含む労働者の手配
- ・施工図の作成、構造チェック、数量計算

<認められない行為の例>

- ・工場製作
- ・測量（下請け・元請け）
- ・資材や重機等の搬入（現場事務所設置）
- ・仮設物の設置など準備（工事看板、予告看板の設置、伐採、草刈、試掘）

Q 余裕期間制度の工事による、経費増加は変更の対象になりますか？

A 余裕期間制度を設定したことによる工事経費増加は受注者の負担となります。

Q 余裕期間内の現場管理はどちらで行うのですか？

A 余裕期間内の工事現場管理は「発注者」となります。受注者は工事の始期からの管理になります。

Q 実工期（工事の始期や工事の終期）を変更することはできますか？

A 発注者との協議により延期は可能です。工事始期を変更する場合は始期前の余裕期間内に協議等を行ってください。

①の場合は契約変更となります。



年 月 日

(宛先) 富山市長

受注者 住所

氏名

工事の始終期通知書

下記のとおり工事の始終期を定めましたので通知します。

記

工事名	(契約番号)
工事場所	
契約予定年月日	
工事の始期	
工事の終期	

※受注者は、工事の始期・終期について工事担当課と協議の上、落札決定後7日以内に契約課へ提出すること。

※契約書には全体工期の他に、本通知書の工事の始期・終期を記載すること。

工事担当課 受付印

契約課 受付印

建設工事請負契約書

1. 工事名

2. 工事場所 富山市 地内

3. 全体工期 年 月 日 から
年 月 日 まで

4. 実工期 年 月 日 から
年 月 日 まで

5. 請負代金額 円

うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 円

6. 契約保証金 円

7. 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

標記の工事について、発注者と受注者はおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住所 富山市新桜新町7番38号

氏名 富山市長

受注者 住所

氏名

契約番号 第 号

余裕期間制度（フレックス方式） 試行工事 における提出物等の 留意事項

金抜き設計書	「余裕期間制度（フレックス方式）対象工事」と朱書きで明示する
特記仕様書	「余裕期間制度（フレックス方式）対象工事」と記載し、留意事項を明示する
入札公告	「余裕期間制度（フレックス方式）対象工事」と記載し、留意事項を明示する
契約締結前	受注者は、工事の始末期通知書を落札決定後7日以内に提出しなければならない
契約書	全体工期と実工期を併記した契約書
余裕期間 契約日の翌日から 始期の前日まで	現場代理人及び主任（監理）技術者の配置は不要 現場に搬入しない資材等の手配や準備は可能 資材の搬入や仮設物の設置、測量や工事着手は不可能
工事工程表	始期に提出
配置技術者届	始期に提出
前払金の請求	始期以後に、請求できる
施工計画書	始期後、14日以内に提出
コリンズ登録	始期後、10日以内（休日除く）に提出
退職金制度届出書	始期後、速やかに提出
契約保証	契約締結日から終期まで

契約書追加条項

(余裕期間制度対象工事の特例)

第〇条 第3条第1項の規定にかかわらず、当該工事が施工の時期を選択することができる工事であって施工の時期について発注者の承認を受けたものである場合にあっては、当該承認を受けた工事の始期に工事工程表を提出するものとする。

<契約約款抜粋>

(工事工程表及び請負代金内訳書)

第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めることができる。

3 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。